

令和2年1月23日

告示

当財団は、本日JBC倫理規定第5条に基づき、青木ジムクラブオーナーである有吉将之(ライセンスNo.24059)氏、並びに同ジムトレーナーである小林昭善(ライセンスNo.28097)氏の令和2年度におけるライセンス更新を不可とする。

理由： 青木ジムクラブオーナーである有吉将之氏、並びに同ジムトレーナーである小林昭善氏は、令和元年9月、同ジムの運営においてコンプライアンス違反があったことを認め、令和2年1月1日からの休会届を東日本ボクシング協会に提出した。

このことはボクシング界の信用を著しく毀損するものであり、当財団は有吉将之氏、並びに小林昭善氏の令和2年度におけるライセンス更新を不可とする。

以上

一般財団法人日本ボクシングコミッション